

平成30年第1回定例会提出議案の説明資料（第3集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
34	柏市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	1

議案第34号 柏市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第34号は、国家公務員退職手当法の改正に準じた職員の退職手当の支給割合の改定等を行うため、柏市職員退職手当条例等の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市職員退職手当条例の一部改正（改正条例第1条関係）

(1) 退職手当について柏市職員退職手当条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率（以下「調整率」という。）を100分の87から100分の83.7に引き下げること（附則第3項及び第8項関係）。

(2) 退職手当の算定に係る在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする（附則第6項及び第7項関係）。

2 柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年柏市条例第6号）の一部改正（改正条例第2条関係）

施行日前退職手当額（職員が平成19年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年柏市条例第6号）による改正前の柏市職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額をいう。）の算定に当たって適用する調整率について、1に準じた改正を行うこと（附則第2項関係）。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。